

第 6 1 回 尾 張 都 市 計 画 事 業
小 牧 文 津 土 地 区 画 整 理 審 議 会 日 程

令 和 7 年 5 月 7 日
午 後 2 時 0 0 分
本 庁 舎 6 階 6 0 1 会 議 室

日 程 第 1 議 事 録 署 名 者 の 選 任 に つ い て

() 番 ()
() 番 ()

日 程 第 2 議 案 事 項

(1) 議 案 第 7 2 号

尾 張 都 市 計 画 事 業 小 牧 文 津 土 地 区 画 整 理 事 業 に お け る
保 留 地 予 定 地 に つ い て

(2) 議 案 第 7 3 号

尾 張 都 市 計 画 事 業 小 牧 文 津 土 地 区 画 整 理 事 業 に お け る
保 留 地 予 定 地 の 処 分 に つ い て

(3) 議 案 第 7 4 号

尾 張 都 市 計 画 事 業 小 牧 文 津 土 地 区 画 整 理 事 業 評 価 員 の
選 任 に つ い て

日 程 第 3 報 告 事 項

(1) 令 和 7 年 度 事 業 計 画 に つ い て

(2) 保 留 地 予 定 地 の 公 開 抽 せ ん に つ い て

(3) 出 来 形 確 認 測 量 の 実 施 に つ い て

(4) 小 牧 市 土 地 区 画 整 理 審 議 会 議 事 運 営 要 綱 及 び 傍 聴
要 領 の 改 正 に つ い て

日 程 第 4 そ の 他

尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業議案第 7 2 号

尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業における
保留地予定地について

尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業における保留地予定地を次のとおり定めたいので、土地区画整理法第 9 6 条第 3 項の規定により、審議会の同意を求める。

令和 7 年 5 月 7 日

尾 張 都 市 計 画 事 業
小 牧 文 津 土 地 区 画 整 理 事 業
施行者 小 牧 市
代表者 小牧市長 山下 史守朗

提出理由

尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業の施行に必要なため。

保留地予定地変更調書

No	所有者等	変更前			変更後			備考
		街区	画地	仮実測地積 (㎡)	街区	画地	仮実測地積 (㎡)	
1	保留地予定地	23	4	94.23	23	4-1	47.12	分割
					23	4-2	47.11	
24		1	628.86	24	1-1	157.22	分割	
				24	1-2	157.21		
				24	1-3	157.21		
				24	1-4	157.22		

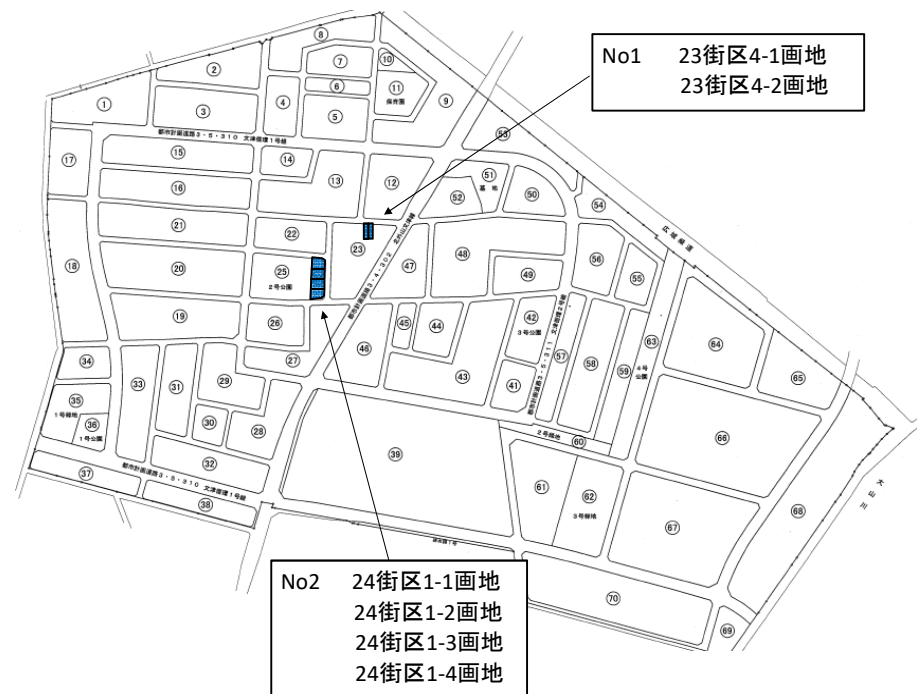
尾張都市計画事業小牧文津土地地区画整理事業 保留地予定地変更 案内図



変更前

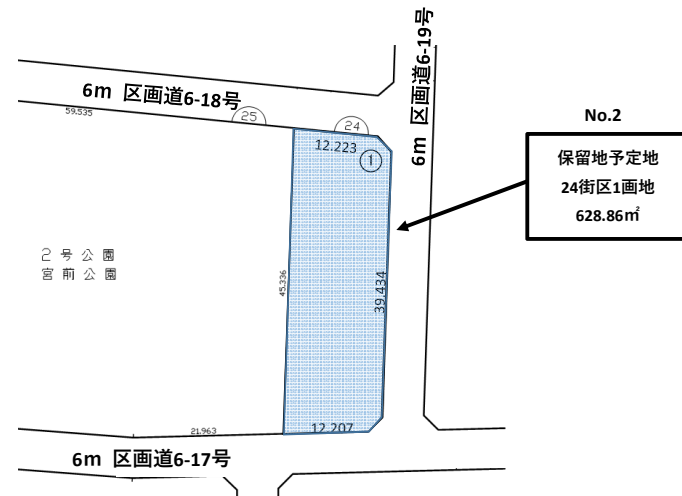


変更後

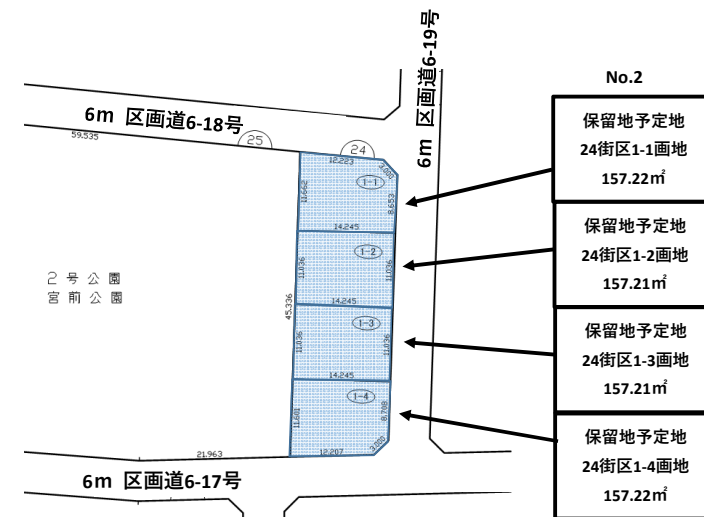


尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業
保留地予定地変更 詳細図

変更前



変更後



尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業議案第 7 4 号

尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業における
評価員の選任について

尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業における評価員に次の者を選任したいので、土地区画整理法第 6 5 条第 1 項の規定により審議会の同意を求める。

令和 7 年 5 月 7 日

尾 張 都 市 計 画 事 業
小 牧 文 津 土 地 区 画 整 理 事 業
施行者 小 牧 市
代表者 小牧市長 山下 史守朗

1 住 所 
2 氏 名 林 雄大

提出理由 尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業の施行に必要なため。

小牧文津土地区画整理事業令和7年度事業計画について

歳入歳出予算事項別明細書

(歳入)

(単位 千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較
1 保留地処分金	67,000	55,000	12,000
2 使用料及び手数料	2	2	0
3 国庫支出金	59,500	0	59,500
4 繰入金	256,068	278,492	△ 22,424
5 繰越金	1,000	1,000	0
6 諸収入	413	213	200
7 市債	53,500	66,900	△ 13,400
歳 入 合 計	437,483	401,607	35,876

(歳出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	地方債	そ の 他	
1 総務費	13,969	13,291	678			13,956	13
2 事業費	336,137	288,977	47,160	59,500	53,500	223,137	
3 公債費	86,377	98,339	△ 11,962			86,377	
4 予備費	1,000	1,000	0				1,000
歳 出 合 計	437,483	401,607	35,876	59,500	53,500	323,470	1,013

小牧文津土地区画整理事業

令和 7 年度事業予定

1. 工事

道水路工事費	(予算額	41,900 千円)
--------	------	------------

造成等工事費	(予算額	9,900 千円)
--------	------	-----------

交通安全施設設置工事費	(予算額	1,500 千円)
-------------	------	-----------

調整池整備工事費	(予算額	73,815 千円)
----------	------	------------

2. 補償

物件移転補償費	(予算額	47,500 千円)
---------	------	------------

損失補償費	(予算額	500 千円)
-------	------	---------

3. 委託

測量設計委託料	(予算額	54,963 千円)
---------	------	------------

物件調査委託料	(予算額	10,600 千円)
---------	------	------------

除草浚渫委託料	(予算額	9,000 千円)
---------	------	-----------

ポンプ保守点検委託料	(予算額	330 千円)
------------	------	---------

4. 負担金

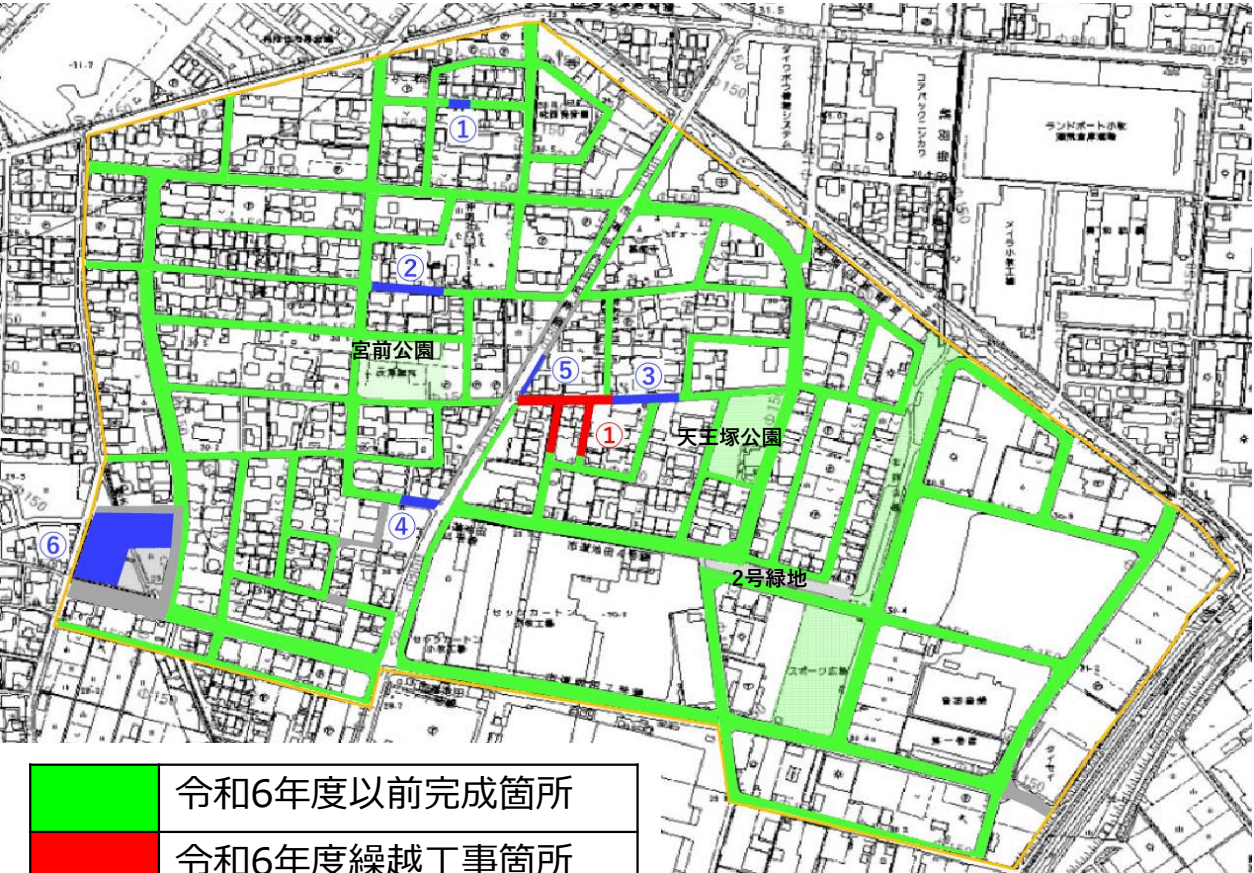
上水道布設負担金	(予算額	51,782 千円)
----------	------	------------

ガス布設負担金	(予算額	31,000 千円)
---------	------	------------

5. その他

修繕料	(予算額	2,500 千円)
-----	------	-----------

尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業 箇所図



緑色	令和6年度以前完成箇所
赤色	令和6年度繰越工事箇所
青色	令和7年度工事箇所
灰色	未整備箇所

令和6年度繰越工事箇所

No.	工事名	路線名	完了予定	施工業者
1	道路新設工事	区画道6-32号外	6月30日	可児建設(株)

令和7年度工事予定箇所

No.	工事名	路線名	工事延長
1	道路新設工事	区画道4-1号	10m
2	道路新設工事	区画道6-20号	60m
3	道路新設工事	区画道6-32号	70m
4	道路新設工事	区画道8-3号	30m
5	側溝新設工事	都計道・北外山文津線	65m
6	調整池整備工事	1号調整池 (R6～R8継続)	1箇所

令和7年度工事予定箇所については、予算の財源、事業進捗等の状況により変更する場合があります。

保留地予定地の公開抽せんについて

1 対象区域 小牧文津土地区画整理事業

2 日 程

日 程	公開抽せん保留地処分の手続き
5 月 7 日 (水)	小牧文津土地区画整理審議会
5 月 27 日 (火)	小牧文津土地区画整理評価委員会
8 月 1 日 (金)	8 月号広報こまき、市ホームページに掲載
8 月 12 日 (火)	申込み受付開始 (受付場所: 区画整理課窓口)
8 月 26 日 (火)	申込み締切り
8 月 27 日 (水)	公開抽せん
9 月 4 日 (木)	保留地売却決定通知
9 月 12 日 (金)	保留地売買契約の締結
10 月 14 日 (火)	保留地売買代金の納入期限

3 申込の受付

期 間 令和7年8月12日(火)～令和7年8月26日(火)
 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日を除く)
 場 所 小牧市役所 東庁舎 2階 区画整理課窓口
 提出書類等 抽せん参加申込書(ホームページに掲載および区画整理課にて配布)
 住民票(共有で申込みの場合はそれぞれ必要、市内在住は不要)

4 申込制限 抽せんの申込みは、1世帯又は1法人につき2筆以内とする。
 (他地区を含む)

5 申込資格

- (1) 未成年者、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない人以外の人
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及びその構成員でないこと

6 申込方法

(1) 抽せん参加申込書に必要事項を記入のうえ必要書類を添えて申込む。

7 抽せん方法

(1) 施行者の指定する方法により行う。

(2) 抽せんにより当せん者1名と補欠者1名を決定する。

8 契約方法

(1) 抽せんの結果、当せん者に対して保留地売却決定通知書を送付。

(2) 保留地売却決定通知書を受けた方は、通知書に記載された日に保留地売買契約を締結する。

(3) 保留地売買代金は、契約締結の日から30日以内に全額を納付。

(ただし、契約日より30日目が土日祝の場合は翌開庁日までに納付。)

9 令和7年度公開抽せん処分予定保留地

No	街区番号	画地番号	面積 (㎡)
1	2 4 街区	1 - 1 画地	1 5 7 . 2 2
2	2 4 街区	1 - 2 画地	1 5 7 . 2 1
3	2 4 街区	1 - 3 画地	1 5 7 . 2 1
4	2 4 街区	1 - 4 画地	1 5 7 . 2 2
5	4 3 街区	1 5 画地	1 7 4 . 5 4
6	5 5 街区	1 画地	1 8 0 . 2 0

10 公開抽せんのPR方法について

(1) 広報こまきに掲載する。

(2) 小牧市ホームページに掲載し、インターネットを通じて広く周知する。

(3) ナゴヤハウジングセンター春日井会場、中京テレビハウジング小牧会場にてPR活動を実施する。

(4) 金融機関と連携し、保留地購入ローンを可能にする。

尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業 保留地予定地案内図



- No.1 24街区1-1画地
- No.2 24街区1-2画地
- No.3 24街区1-3画地
- No.4 24街区1-4画地

No.6 55街区1画地

No.5 43街区15画地



尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業 令和7年度出来形確認測量実施街区 案内図



令和7年度 出来形確認測量 実施予定街区
(1街区、15街区、16街区、17街区、61街区、62街区、64街区、
65街区、66街区、67街区、70街区)

○小牧市土地区画整理審議会議事運営要綱

平成15年4月28日

15小区第179号

(趣旨)

第1条 この要綱は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項の規定により市が施行する土地区画整理事業ごとに設置する土地区画整理審議会の議事運営について、法令又は条例に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(会長の選出)

第2条 会長の選出は、委員中に異議がないときは、指名推選の方法によることを通例とする。

(会長の任期等)

第3条 会長の任期は、委員の任期とする。

2 会長がその職を辞任し、又は委員を退任したとき、その他会長が欠けたときは、次回の審議会の会議（以下「会議」という。）において、会長の選出をするものとする。

(委員の席順)

第4条 委員の席順は、あらかじめ会長が定める。

(委員の出欠及び退席)

第5条 委員は、会議に出席できないとき、又は開会時刻に遅れて出席するときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

2 委員は、会議の途中で退席するときは、その旨を会長に申し出なければならない。

(開会及び閉会)

第6条 会議の開会及び閉会は、会長が宣告して行う。

(流会及び休憩)

第7条 開会時刻後、相当の時間を経過しても出席委員が定足数に達しないときは、会長は、流会を宣告する。

2 会議中に定足数を欠くに至ったときは、会長は、休憩又は流会を宣告

する。

（議事の運営）

第 8 条 会長は、議事の順序を定め議事を総理する。

（会議での発言）

第 9 条 会議における発言は、会長の定める順序に従って行わなければならない。

2 会長は、議事を整理するために必要があると認めたときは、委員の発言を止め、又はその順序を変更することができる。

（採決）

第 10 条 会長は、採決の方法を定め、採決の結果を直ちに宣告する。

（会議の傍聴）

第 11 条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、事務局に申し出なければならない。

2 傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の 5 分前までに会議開催場所にて先着順で行うものとする。

3 傍聴者は、会議の開催予定時刻の 5 分前までに会議開催場所に入室しなければならない。

4 傍聴者の定員は、会議の都度、会議開催場所の収容人数等を考慮し、あらかじめ事務局が決定する。

5 傍聴者は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

（1）会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

（2）騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

（3）飲食又は喫煙を行わないこと。

（4）写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

（5）その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

6 傍聴者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに退場しなければならない。

(1) 傍聴者が前項各号の規定に違反し、会長が退場を命じたとき。

(2) 小牧市審議会等の会議の公開に関する指針（平成15年2月18日
15小総第84号）第4条の規定により、会議を非公開としたとき。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成21年20小区第2858号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年22小区第1535号）

この要綱は、平成22年12月24日から施行する。

附 則（令和4年3小区第1155号）

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則（令和6年5小区第2080号）

この要綱は、令和6年3月7日から施行する。

附 則（令和7年7小区第324号）

この要綱は、令和7年4月28日から施行する。

○小牧市土地区画整理審議会傍聴要領

平成15年4月28日

15小区第180号

(趣旨)

第1条 この要領は、小牧市土地区画整理審議会議事運営要綱（平成15年4月28日15小区第179号。以下「要綱」という。）第9条第3項の規定に基づき、会議の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、傍聴者受付簿に自己の住所及び氏名を記入しなければならない。

2 傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の10分前までに区画整理課事務室にて先着順で行うものとする。

3 傍聴者は、会議の開催予定時刻までに会議室に入室しなければならない。

(傍聴者の定員)

第3条 傍聴者の定員は、5人とする。

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

(3) 飲食又は喫煙を行わないこと。

(4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(5) その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第5条 傍聴者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに退場しなければならない。

- (1) 傍聴者が前条の規定に違反し、会長が退場を命じたとき。
- (2) 要綱第9条第2項の規定により、会議を非公開としたとき。

附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（令和5年5小区第641号）

この要領は、令和5年7月5日から施行する。